

当事者団体助成

この助成は、市内の障がい者団体などが、活動をさらに活発に行っていただくことにより、障がいへの理解や福祉の啓発を行うことを目的としています。



1. 申請～助成金交付まで



1) 応募資格の確認

- ① 市内を中心に活動している障がい者など本人および家族を主体とした団体である
 - ② 会則・会員名簿を有し、10名以上の会員がいる
 - ③ 総会などを開催し、年間の事業計画・予算に基づいて活動している
- 以上の全ての項目を満たしている団体が申請できます。



2) 助成金額

- ① 活動基本額 1団体あたり25,000円
- ② 加算額 会員1名あたり200円
(会員として計算する人数は、市内に住所がある、本人及び家族)
※助成金額は団体の年間予算の1/2以内で、上限は①活動基本額、②加算額を合わせて80,000円です。



3) 助成金交付までのスケジュール

① 説明会

日時：1/28(金)
13:30～14:30
会場：社会福祉センター
(諏訪町1-3-10)

② 申請書類の提出

配付した申請書類に記入の上、提出してください。
申請期間：2/1(火)～2/14(月) ※日・祝日を除く
提出物：助成金交付申請書、令和3年度事業計画書および会員の状況、収支予算書(案)、会員名簿、書類チェックリスト
※申請書類は社協ホームページからダウンロードできます。
提出先：まちづくり支援係

③ 助成事業審査会

公平・厳正なる審査のもと助成の可否・助成額を決定します。
開催日：3/12(土)

④ 決定通知の送付

審査会で決定した助成の可否・助成額を団体へお知らせします。
4月上旬：文書で通知

⑤ 交付請求

助成金交付が決定した団体は、決定通知と併せて送付する助成金交付請求書(現金受取または振込を選択)を期日までに提出してください。

期日：4/15(金)まで
助成金交付：4月末 予定

2. 提出書類について



1) 助成金交付申請書

年度を記入し、代表者名で作成してください。(第1号様式)

2) 事業計画書および会員の状況、収支予算書(案)

年度を記入し、各項目を記入してください。

(1A-1号様式 当事者団体助成)(1B-1号様式 当事者団体助成)

※会員の状況について

市内在住の会員数に応じて加算額が確定します。

○当事者、家族が別々に会員となっている場合はそれぞれの人数を記入

○世帯で会員になる場合は世帯数を記入

※収支予算書(案)について

○各団体の事業計画・予算は総会で決定すると思しますので、予算書(案)を提出して頂きます。

○必ず総会資料(議案書)に助成金を計上して下さい。

3) 会員名簿

市内在住会員の確認のため、氏名・町名がわかる名簿を提出してください。

○所定の用紙への記入、または会の名簿を提出してください。

3. 実績報告について



1) 活動状況報告書

年度終了後、1ヶ月以内に所定の「活動状況報告書」「収支決算書」「ありがとうメッセージ」をご記入のうえ、まちづくり支援係へご提出ください。

※総会前の場合は(案)でもかまいません。

2) 総会資料

毎年総会が終わったら総会資料(議案書)を速やかに提出してください。

各団体の事業報告・決算は総会で決定するかと思います。

活動状況報告書には主な内容を記入し、総会終了後資料を提出してください。



『当事者団体助成』に関するお問合せ

東村山市社会福祉協議会 まちづくり支援係 助成事業担当

TEL 042-394-6333 ※土・日・祝日を除く 9:00~17:00 にご連絡下さい。

E-mail machi@hm-shakyo.or.jp

※申請書式をデータで希望の方は上記アドレスへご連絡ください。

